平成２５年（フ）第１２０４０号
東京都新宿区西新宿７丁目13番５号
破産者　ゼネラルリアルティ株式会社
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０４１号
神奈川県横浜市青葉区桂台２丁目14―７
ノーブルコートＢ―１
破産者　中西　道一
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０５０号
東京都三鷹市大沢１丁目７番12号
破産者　有限会社ＫＧファクトリー
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０５５号
東京都練馬区向山４丁目23番１号
破産者　有限会社蔵王電設
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０６８号
東京都葛飾区東堀切３丁目31―17　センチュリーヤマタケ302
破産者　荒井　國隆
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０６９号
東京都葛飾区東金町７―19―８　ソレアード金町１号棟104号室、住民票上の住所東京都葛飾区柴又２丁目５―26―710
破産者　荒井　昭雄
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０８８号
東京都港区新橋６丁目12番３号
破産者　ミッドパシフィックエクスプレス株式会社
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０８９号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘４丁目３―１―302
グリーンタウン松ヶ丘第二
破産者　山本　弘之
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０９９号
東京都新宿区新宿２丁目９番１号
破産者　有限会社雨宮印材店
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１００号
東京都新宿区新宿１丁目14―６―1001
破産者　雨宮　光二
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１０７号
東京都千代田区神田神保町２丁目14番地
破産者　有限会社エムズアイ
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１０８号
東京都練馬区石神井台２丁目34―４
破産者　佐々木正博
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１０９号
東京都北区志茂４―38―２、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区上野３丁目12番３号
破産者　オリエント産商株式会社
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１１０号
東京都北区志茂４丁目38―２
破産者　齋藤　雅俊
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１３７号
神奈川県川崎市宮前区東有馬３丁目８―16―103
破産者　内山　　進
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１５６号
東京都江戸川区上篠崎４丁目22番10号
破産者　株式会社集商
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１５７号
東京都江戸川区上篠崎４丁目22―10　ハイツミニⅡ201
破産者　松丸　大祐
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８７３号
千葉県八千代市勝田台２丁目３―５―２―401
破産者　梅野　　剛
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２３３９号
福岡市中央区平尾２丁目２番３―303号
破産者　ＹＡＭＡＺＡＫＩ　ＲＯＢＥＲＴ　ＣＨＡＲＬＥＳ
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０５６号
福岡市南区折立町３番７号
破産者　市岡　　真
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部